

第 12 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成20年6月5日

閉 会 中

場 所 第 2 委 員 会 室

平成20年6月5日（木曜日）

午後3時10分開議

午後4時18分閉会

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 武田 正 宣

議事課課長補佐 菊住 幸 枝

本日の会議に付した事件

1 水俣病対策について

出席委員（13人）

委員長 西岡 勝 成

副委員長 前川 收

委員 児玉 文 雄

委員 松村 昭

委員 小杉 直

委員 早川 英 明

委員 馬場 成 志

委員 大西 一 史

委員 氷室 雄一郎

委員 鎌田 聡

委員 吉永 和 世

委員 福島 和 敏

委員 重村 栄

欠席委員（1人）

委員 倉重 剛

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 村田 信 一

次長 江副 健 二

次長 駒崎 照 雄

環境政策課長 植木野 史 貴

環境保全課長 福留 清 秀

水環境課長 小嶋 一 誠

首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 谷崎 淳 一

水俣病審査課長 田中 彰 治

午後3時10分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから、第12回水俣病対策特別委員会を開催します。

本日は、特別委員の改選後、執行部を交えた最初の委員会でありますので、一言私からごあいさつを申し上げたいと思います。

各委員も御承知のとおり、水俣病問題については、平成7年の政治決着によって1万人以上の方々の救済と紛争の解決が図られまして、地域の安寧が保たれてまいりました。しかしながら、平成16年の関西訴訟最高裁判決以降、認定申請者や保健手帳交付者が急増し、また新たな裁判も提起されて、再び地域が混乱しかねない状況下にあります。

こういう状況の中で、サンプル調査の結果、平成7年の救済に漏れた方々がおられるとの判断の中で、昨年10月に与党プロジェクトチームから、一時金150万円等を内容とする新たな救済策が示されたところでございます。

これに対しまして、賛同いただく被害者団体がある一方で、裁判を行っている団体は拒否の姿勢を示され、また、原因企業であるチッソ株式会社は受け入れかねるとの意思を表明されております。

県議会といたしましては、これまでの水俣病対策の歴史、そして多くの被害者の方々が高齢化を迎える中、一日も早い救済を切望されていることから、この与党の救済策実現に向けて精いっぱい取り組んでまいりました。

その一環として、救済策に対するチッソ株式会社の態度を受けて、昨年12月には、救済策の早期実現に向けた決議を全会一致で可決し、議長みずからチッソ株式会社に対して早

期救済への協力を強く要請をしていただいたところでございます。また、本年2月には、県に対しまして、チッソ株式会社が与党の救済策を受け入れることを強く働きかけるよう、平成20年度当初予算の附帯決議を再度全会一致で行いました。

ここで、委員各位に御留意をいただきたいのは、県は、チッソ株式会社に対して、被害者救済のためにこれまで1,500億円余の財政支援を行っていることであります。そして、こうした支援を受けながら救済策の一翼を担おうとしないチッソ株式会社に対して、県議会としてどういう姿勢で臨むかが問われているということでもあります。

早期救済を切望される方々の声にこたえるために、県議会といたしましても、蒲島知事としっかりと連携をしながら、救済策の早期実現に向けて引き続き全力で取り組む決意であります。

委員各位におかれましても、同様の認識の中で御議論、御協力をいただきますよう、よろしくまずお願いを申し上げます。

審議に先立ちまして、今回は初めての委員会でございますので、執行部職員の自己紹介をお願いいたします。なお、課長以上の職員の方は自席からそれぞれお願いをいたします。委員のお手元には関係部局の職員名簿をお配りしてあります。

それでは、環境生活部長から順にお願いをいたします。

(環境生活部長、次長～水俣病審査課長の順に自己紹介)

○西岡勝成委員長 次に、執行部を代表して村田環境生活部長からごあいさつをお願いいたします。

○村田環境生活部長 先ほど委員長の方からもございましたように、実質執行部を交えての最初の委員会ということで、執行部を代表いたしましてごあいさつを一言申し上げたい

と思います。

大変長い歴史、公式確認から52年以上たつわけでございますが、県議会におかれましては、これまでまさに最重要課題という中で位置づけていただきながらきょうまでの歩みをしていただいております。また、今回の新たな救済策の実現につきましても、徹底した御審議あるいはそれに加えて行動も伴っていただきながら、大変きょうまで御尽力をいただいておりますことに、まずもって本当に御礼を申し上げたいと思います。

今、委員長からもございましたように、昨年の4月——ちょうど1年前になりますが、4月、7月に実態調査がございまして、実態調査の結果、約4割近い方にいわゆる四肢末梢優位の感覚障害があると、平成7年のときに何らかの理由で申し出ることができなかった方が現に存在するというふうな状況が、まあ大まかに言いますとそういう状況が確認できる中で、昨年の10月に、お話がありましたように、与党から新たな救済策、一時金150万円、月額手当1万円とか、そういったような内容が示されました。

その与党PTの中で、県として特に求められた役割というのは、その与党PT案に対する周知啓発あるいは理解を求めるような動きを県として尽くせという宿題をいただきました。それで、我々は、本当に毎週のごとくそれぞれの地域に入り込みまして、できるだけ御説明をしながら新たな救済策に対する御理解を求めてきたところでございます。現在もその努力は続けておりまして、大変多くの方々にそれなりの御理解を得てきつつあるというふうに認識をいたしております。

一方、今お話がございましたように、原因企業であるチッソにおいては、相変わらず拒否の姿勢を貫いておると。そのことでもって2月の議会は、本年度の予算に附帯決議をつけるという御決定をいただきました。私ども、そういう附帯決議の意味を十分とらえながら

きょうまでやってきたつもりでございますけれども、3月には、金澤副知事と私が、チッソ本社で早期解決に向けた受け入れの決断を迫る要請をいたしました。知事も、就任直後ではございましたけれども、蒲島知事が後藤会長と直接会われ、いわゆる早期決断を強く促す場をセットいたしました。それ以降もチッソの態度は、御承知のように、大臣も2回ほど会われたんですけれども、変わっていないという状況の中できょうを迎えておるということでございます。

私どもの認識としては、すべての被害者の方々が一日も早い早期救済を望んでいらっしゃるというような気持ちを根っこに持ちながら日々努力しているつもりでございます。県としても、チッソに対する説得も含め、何としても実現を図るために、与党あるいは環境省と連携しながら引き続き頑張っていきたいと思いますので、当特別委員会の委員の先生方におかれましても、強力な御支援を切にお願い申し上げまして、冒頭のごあいさついたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西岡勝成委員長 それでは、議題に入ります。

前回の特別委員会後の水俣病被害者対策に関する状況につきまして、執行部から報告を受けた後に質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づきまして谷崎水俣病保健課長及び楢木野環境政策課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

それでは、資料の1ページ目をお願いいたします。

これまでの主な経緯につきましては、先ほど西岡委員長、それから部長のごあいさつの中でお触れいただきましたので、ここでは、

今委員長の方から話がありましたように、2月の定例県議会後の経緯につきまして御報告をさせていただきます。

2月29日に、先ほどもお話がありましたように、県議会本会議におきまして特別決議が行われました。この中で、県として、チッソに対して水俣病問題の早期解決の実現に向けた決断を促すように働きかけるように努めること、それから、国等の関係機関に対してもチッソへの働きかけを強めることを求めるように要請がありました。

4月18日には、知事が、政治救済を求めておられる出水の会、それから芦北の会の2団体からの救済策の早期実現の要望を受けておられます。それから、4月22日ですが、与党PTの会議が開催されまして、この場には知事も出席いたしておりますが、5月1日に向けて、それぞれの立場で最大限の努力をすることということが確認されたところでございます。

その意向を受けまして、4月28日に、知事がチッソの後藤会長と会いまして、政治解決に向けて会長自身が早期に決断するよう強く申し入れをいたしましたところでございます。5月14日には、知事が、裁判継続を表明しております不知火患者会とそれから被害者互助会にも会いまして、被害者救済の要望を受けたところでございます。

それから、2つ目、新たな救済策の最近の状況についてでございますが、先ほど委員長及び部長の方からもお話がありましたけれども、ここでまた整理をさせていただきます。

附帯決議に対する県の対応としまして、本年2月の附帯決議を受けまして、先ほどもお話がありましたように、3月7日に、金澤副知事、それから部長がチッソの後藤会長に会いまして、救済策の早期実現を求める要請書を手渡ししております。県議会の厳しい状況を伝えまして、救済策に協力するよう要請したところでございます。

さらに、先ほども御報告がありましたように、4月28日に、就任したばかりの蒲島知事がチッソ株式会社の後藤会長と会いまして、政治解決について会長自身が早期に決断されるよう強く促したところでございます。

それから、チッソ株式会社に対する関係者の対応でございますが、環境省といたしましては、本年2月と4月に、環境大臣が5月1日までの決断を後藤会長に要請したところでございますけれども、会長の姿勢には変化はなく、大臣としては、5月1日の記者会見で、今後は一日一日を期限として取り組むという姿勢を示されております。

それから、与党PTとしましては、園田座長が何度も後藤会長と折衝されておられますけれども、事情の変化はあっていないと伺っております。

なお、自民党水俣問題小委員会の検討チームにおいて、チッソ分社化等につきまして検討がなされているようではございますが、その状況及びその結果につきましては一切明らかにされておられません。

次のページをお願いいたします。

水俣市議会でございますが、昨年の12月に、水俣病の全面解決に向けまして、チッソの支援強化等を国及び県に求める意見書を可決されております。

それから、被害者団体でございますが、先ほども申しあげました与党PT案の受け入れを表明しております出水の会、それから芦北の会が、5月1日の慰霊式におきまして、当日出席しておりましたチッソ株式会社の後藤会長に対しまして、与党PT案の受け入れを求める抗議文を手渡されております。それから、与党PTの受け入れを拒否されております不知火患者会、それから被害者互助会は、依然として訴訟の継続を表明しております。

以上でございます。

○榎木野環境政策課長 引き続き、(3)チッ

ソ株式会社の平成19年度決算の概要について御説明をいたします。

本年、去る5月15日木曜日に、チッソの平成19年度決算(個別業績)チッソ株式会社の方の概要が示されましたけれども、以下のとおりでございます。ポツの1つ目ですけれども、原油価格のさらなる高騰の影響が見られたんですけれども、液晶ディスプレイ市場の成長に加えてパソコンモニター向けの出荷が非常に好調となりまして、液晶関連の販売数量が増加したということ、また、自動車部品向けの強化樹脂等の化学分野も好調であったことから、売上高は前年度比244億円、これは15.2%増の1,844億円を計上したと。

ポツの2つ目ですけれども、経常利益は、今申しあげましたように、売り上げ増加などによりまして、前年度比9.5億円、8.6%増の119.5億円を計上いたしました。税引き後の当期純利益は、前年度比11.7億円、29.3%増の51.6億円を計上いたしております。

平成20年度につきましては、液晶及び液晶関連材料の売り上げの増加が今後見込まれることから、ことしよりもさらにアップになりまして、売上高1,950億円、経常利益は130億円を予想しているということでございます。

過去の推移につきましては、その表に書いておりますように、平成16年度から経営状況が好転をしているということでございます。

これを受けまして、県債の方の手續を我々としてもするわけですけれども、それがどうなるかという予測につきまして若干御説明いたしたいと思っております。

その前に、お手元にチッソ株式会社に対する金融支援措置についての経緯という参考資料編のきょうでき上がったばかりのやつをお配りしておりますので、若干それで今までの経緯を、先生方も御存じだと思いますけれども、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ目ですけれども、平成12年

度の閣議了解の前に、11年6月9日に、1ページの記の2、下から5行目になりますけれども、国以外の関係者には以下の措置を講ずることを強く要請する、これらは、今回の抜本策の実施に当たり、国民の税金を投入することについて国民の理解を得るにも不可欠であるということで、(1)(2)(3)ありますけれども、チッソについては、自助努力をする、それから、償還原資の確保をし、株主責任の明確化をする。それから、(2)ですけれども、関係金融機関については、既往金融支援の対象債務について、より踏み込んだ支援措置をなさないと。それから、(3)番目として、地元の協力をなさないとという3つが要請をされまして、それを受けて、飛んでいただきますけれども、4ページの下の特記③というところから閣議了解された平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置についてですけれども、今申し上げました3つについては、5ページの上から(1)(2)(3)とありますが、まず、チッソの自助努力、償還原資の確保、株主責任の明確化については、チッソは、チッソ再生計画を着実に実施することにより、自助努力、これは毎年度40億円、これは金融機関の債務無利子分を加えれば53億円になりますけれども、それを確保するあるいは償還原資を確保する。株主責任の明確化、これは公的債務が1,500億円ほどありますけれども、その完済と事業金融債務、民間金融機関の408億円の猶予を受けておりますけれども、それを正常化するまでは株式配当は行わないということがここで決められまして、そういうことでチッソは努力をしていく。

2番目に、関係金融機関による既往金融支援対象債務についてより踏み込んだ支援措置ということにつきましては、元本の408億円の返済猶予を継続し、それまでの棚上げ利息約356億円を免除する、それから、新規に発生する棚上げ利息13.2億円、これは先ほど出した数字ですが、それも免除するという踏み込

んだ措置を金融機関としてはするというように決まりました。

3番の地元の協力については、今現在は3財団法人が一緒になりまして1つの水俣・芦北地域振興財団となっておりますが、そこがセーフティーネットの機能を担うということで地元の協力をするという前提がございまして、2に書いてありますように、申し合わせの政府案のとおり、以下の措置を講ずるといふ支援措置がなされることになったわけでございます。

(1)番としましては、熊本県は、チッソが経常利益から患者補償金を支払った後、可能な範囲内で県への貸付金返済を行い得るよう、各年度所要の支払い猶予等を行うと。この可能な範囲というのはどこで決めるかというと、一番最後のところにありますけれども、3の(3)、最後の2行ですが、今回の抜本策に基づく支援措置の実施に関する連絡を行う場として、関係省庁及び熊本県によるチッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議を設けると。ここでこの可能な範囲内を決めるということになりました。

ちょっとまた真ん中辺に戻っていただきますけれども、2の(2)としては、これはもう御存じかと思っておりますけれども、国が上記(1)の措置を講ずる場合に県債償還に支障を来さないよう、支払い猶予等相当額を一般会計からの補助金と地方財政措置により手当をし、その割合を8対2とすると。その地方財政措置としては、県は特別な県債を発行することとして、その元利償還金については地方交付税措置を行うということが決められた。

それと、(3)としては、熊本県は、財団法人水俣病問題解決支援財団、これは今水俣・芦北地域振興財団になっておりますけれども、一時金貸付金のうち国庫補助金相当額85%、これは270億円ですけれども、これをチッソからの返済を免除するよう要請すると。これはもう返さなくていいと、免除すること

になるということでございます。

可能な範囲内の県への貸付額を、先ほど私、連絡会議で決めるということになりましたが、その連絡会議というのが次の6ページにございまして、これは設置要綱でございますが、連絡会議については、その2にありますように、内閣官房、総務省、財務省大臣官房、経済産業省、環境省、それから熊本県副知事、下に連絡会議として幹事会が置かれまして、それぞれその6省の部長、課長たちで構成されると。

右の7ページを見ていただきたいんですけども、この連絡会議というのは大体3年に1回開かれるということで、3年間にわたるルールをここで決めるということになっておりまして、現在のルールはこの平成17年12月26日に決められたルールでございます。3年に1度ですので、次回の見直し、まあ見直しというか、そのルールは、本年の大体12月ごろに新たなルールを決めるという段取りになります。

今のルールを参考資料でちょっと御説明をいたしたいんですけども、可能な範囲については、お手元に参考1、参考2とA4版の両面焼きのやつを配っておと思うんですが、参考2の方から便宜上御説明をさせていただきたいのですが、わかりやすいように19年度の左の方から御説明いたしますが、今のルールというのは、公的債務の返済額は可能な範囲、その可能な範囲は、一番下に無利子化相当額とありますが、これは先ほど申し上げました金融機関が利子を免除した分、これは常に内部留保になっている。

40億円チッソとしては経常利益を上げるように努力するというその40億円のところから、まず患者補償費を払って、そして租税公課を払う。その40億円から余った分については公的返済に充てるということで、19年度は6.3億円が大体それに充てられることになりました。その53.2億円をオーバーする分につ

いては、これは2分の1を公的債務返済額に充てる。言うなれば、あとの2分の1は内部留保に充てるというルールでございます。

20年度、本年度は、この連絡会議、幹事会がまだ通知がありませんので、試算ということで御理解いただきたいんですけども、ルールからいくなれば、今言いましたように、下の40億円から患者補償費24.2億円と租税公課分の23.4億円を引くんですけども、ここで去年と違いますのは、これを引きますと7.6億円マイナスが出てまいります。それで40億円をオーバーする分の2分の1、33.1億円分が公的債務返済額に半分なるんですけども、先ほど言いましたように、7.6億円分はマイナスが生じているものですから、公的債務返済額はその分減りまして25.6億円。チッソの経営状況はよくなっていながら、公的債務返済額は減るということにルール上なるということでございます。

参考1の方を見ていただきますと、ことしの仕組みは、約定償還が、そこにありますように、3県債分で——左に矢印がついている分、ア+イのところですけども、3県債分で79.3億円なのですが、そのうちチッソから可能な範囲で返済という分が、今説明しましたように、右側のように、経常利益から患者補償を引き、租税公課を払い、内部留保を払った残りの25.6億円、⑤のところは可能な範囲で返済ということになります。したがって、79.3億円、アとその⑤の差の53.7億円が支払い猶予相当額となります。

この53.7億円につきましては、国の一般会計から8割、43億円で補てんされ、残りの2割、10.7億円につきましては、一たん県が特別県債を発行して調達して、それを、⑧番ですが、チッソへ一たん貸し付けまして、それをもう一度戻してもらって返済に充てるという段取りになります。

一時金県債、これはチッソの償還がまだ始まらない分ですけども、これについては22

年据え置き50年償還になっておりまして、まだ償還が始まっていないということ、それと特別県債については、そもそもこれは猶予のための県債でございますので、これについては枠外になっておりますが、この分につきましては県の一般会計から9.6億円措置すると。これについては交付税措置があるということで、これを約定償還を実現していくということになります。

以上が大体今後の予想される流れでございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○大西一史委員 今、ちょっとセーフティネットの仕組みはいろいろまた後で御議論があるんじゃないかなと思いますが、まず、そもそもチッソのこの分社化についていろいろ報道がっております。これは、与党PTの方では園田座長がいろいろ何度も後藤会長と会って話をされておるということでありますが、自民党の水俣問題小委員会検討チームでこの分社化の検討ということをいろいろされているということでもあります。

ただ、私たち、この分社化の話の前に、やはりこの新救済策に対してきちんとした姿勢、誠実な姿勢を示していただかないと、分社化どころの話かというのが正直私がニュースを聞いて思った感想でございますし、やはりチッソの企業体質として、本当これは水俣病の話は分社化してさっさと忘れてしまいたいというようなことが何か背景にあるんじゃないかと思われるような、そういう何か感じもいたしました。

そこで、個人的にでございますけれども、与党PTの園田座長とちょっとお会いをして、この分社化のことについても私なりの意

見を述べさせていただいたところだったんですが、園田座長の方からも、これは個人的にどう思うかという話を聞いたときに、やはりこれは世論とか、それからいろいろな皆さん方の理解が本当に得られるのかなというようにおっしゃっておられまして、私も全く同感だなというふうに思っております。

ですから、この分社化の動きについては、県の方も、どういう議論がなされていっているのかしっかり把握をして私たちに伝えていただきたいと思っておりますし、やはり一義的にこの新救済策に少しは前向きに協議に応じるようにしていただかなければ、これが分社化が引きかえで何かこの救済策に乗るというような、何か条件闘争のようになってもらってはそもそも話が違うわけで、そのところを勘違いしてもらっては困るなというふうに思います。

そういう意味では、私としては、この委員会の中でもその辺に対してしっかりくぎを刺していきたいなというふうに思いますし、今後もチッソに対しては、県の方も、この分社化の議論とは別に、しっかりこの救済策に対して真摯な姿勢で取り組むように、チッソに対しても働きかけをしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

分社化について何か答弁があれば……。

○村田環境生活部長 根拠はちょっとはつきり忘れましたが、園田座長から私お話を伺った時点では、後藤会長が、さも分社化が条件であると、救済策を受け入れるについて条件であるというような姿勢を示されたことに対して、園田座長としては、それは違うと、ステージが違うわけだから、まずは受け入れるべきところの話があって、分社化の必要性については別途検討をするのが筋だろうというふうなことで、相当激しい議論があったというふうに伺っております。

後藤会長側、チッソ側に言わせると、いわ

ゆる条件と言った覚えはないというふうな言葉もちょっと耳に入っておりますが、そういう意味では自民党の小委員会の中に、いわゆる杉浦正健先生を中心に分社化の検討チームというのが設けられて——私、それが何回あったかは承知しないんですけれども、検討が進められてきておるといふふうに伺ってはおりますが、現時点でその内容は一切明らかにされておりません。また、お示しもありませんので、内容としてどうだこうだというのはなかなか言いづらいんですけれども、ただ、今大西委員からお話がありましたように、チッソが主張している分社化のことだけがさも先行して行って、その結果救済策が前に転ぶとか、それはちょっと流れとしては違うのではないかと。

私の方としては、やはり今現に実態調査でも救済すべき方がいらっしゃるといふ今の状況をどう解決するのかという意味で解決策を模索すると、チッソも国も県も同じテーブルに着いて模索するという姿勢の中で考えるのが第一歩であって、その中で本当に分社化云々ということの必要性が論議されるということであれば、それは——賛成するという意味でなくて、検証を十分しながら言うべきことは申し上げないかぬと思いますけれども、ごっちゃになっちゃいけないんじゃないかという気持ちで今当たっております。

情報については、また園田座長あるいは自民党小委員会等々を通じてお話があるのかもしれないけれども、現時点では、私の認識としては、まだお示しがある段までは至っていないのではないかなというふうに思いますけれども、これももう報道レベルであっておりますように、来週一度、6月15日が会期末ですので、国会の閉会ですから、それまでにはというふうな報道がちょっとあつたようではありますが、状況的にはまだ定かではございません。とりあえず、その内容等については十分情報収集の上、また一緒に考えさせ

ていただければと思っております。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○前川収副委員長 チッソの19年度決算が出て、その後の試算の中で、ただいま20年度の試算まで含めて説明をいただいたわけでありましてけれども、平成12年につくられた抜本策、ずっと歴史的に振り返ってみても、平成7年の政治決着があった後に、5年おくれたんですけれども、チッソが結局金融的に経済的に行き詰るといふ前提の中で、平成12年の抜本策というものがつくられました。

その当時、私も副委員長をやっております、吉本先生が委員長で我々が副委員長で、チッソ県債の発行を盾にとりながら、やっぱり抜本策をつくってもらわないと、このままずっと永遠に熊本県が県債発行という形の中でチッソを支援していく、支援を続けていくことの難しさというんですか、無理があり過ぎるといふ前提で、この抜本策が非常に多くの皆さん方の御苦勞の中でつくられたということをお記憶いたしております。

そういう中でつくられた抜本策でありますけれども、チッソの自助努力、これはもう当然の話ですね。企業として利益を上げる努力をすることは当然でありますし、その利益をもって患者補償を完結していくこと、これが本来あるべき姿でありますけれども、それがなかなかできないから抜本策ができた。

抜本策ができて、平成12年から動き出して、3年に1回ずつ見直しをしながら今日まで来ておりますが、最初は今のこの表の中にある内部留保とそれから公的返済額の割合、現在においては2分の1、つまり53億2,000万円から超えた利益の中の按分として半分ずつ、内部留保とそれから公的債務の返済額というものを半分ずつ分けているということですが、平成12年当時の話を聞くと、この2分の1、2分の1というのが4分の3と4分

の1だったというふうに聞いています。つまり、内部留保額を大きく4分の3とって、公的債務の分を4分の1ということで今よりも減らしていた、それほどチッソの財務内容が厳しかったという部分があった背景だったろうと思います。しかし、その後には2分の1に減らしてきました。

一方で、考えようでは、この抜本策のスキームがチッソという会社にとって、チッソの自助努力分を外して考えても、チッソという会社の財務体質にとっては非常に大きな効果が出ていると、非常に利益を上げやすい体質になってきているということは明らかだと私は思っています。

その証拠に、出していただいたこの平成20年度の試算から見れば、何と内部留保額が公的債務の返済額より超えていくと。本来、我々が貸し付けた金を戻してもらわなきゃならないし、もともと患者補償を完結するためという形で抜本策がつくられてきたのに、いよいよ今度は内部留保できる額の方が公的債務の返済額より——この額を見て明らかですけども、8億円弱ですか、大きくなってしまったということ、このことはもう抜本策そのもののスキームが、このままいけば非常に有効にきいてきたおかげで会社の財務内容がよくなってこういう状況に至ったということであるならば、これは第一段階としては当然でしょうけれども、この内部留保の割合の見直しというのをやるのは当然だというふうに思っています。内部留保の方が公的債務返済額よりたくさん出てしまっているという現状が、明らかにこの表で——試算でありますけれども、出ているわけであります。

もっと踏み込んで言えば、スキームそのものを——この割合だけじゃなくて、スキームそのものを考えてもいい時期に来ているんじゃないかと、来るんじゃないかと。今すぐじゃないにしても、こういうスキームでやらなくても、企業が企業活動の中で利益を出して

いくことによって、患者補償がまず第一義ですよね。それから、我々に対する公的債務の返済というものもやっていただけるような自力をつけてもらっているんじゃないかというような気持ちすら思います。

そういう背景があるにもかかわらず、先ほどから話が出ているように、後藤会長、環境大臣が2回も今回の公的債務を受け入れてほしいという話があるにもかかわらず、それについてもやっぱりできないというような形で拒否なさっている現状からかんがみれば、このスキームって一体何なんだろうと、本当に自問自答せざるを得ない状況になってきたなということを私はずっと考えてまいりました。

それで、2月県議会で附帯決議をつけたのは、県に対して強く働きかけをなさいという附帯決議であります。その内容というのは、私は部長にはよく言っているんですけども、これはもう時限爆弾なんですよと。予算は認めますけれども、執行については、県の強く働きかけた結果いかんによっては、その執行について県議会として物申さざるを得ないと。

その執行は何を意味するかといいますと、このスキームの一環である県の県債発行という部分、これは非常に県が痛みを伴う部分もありますし、チッソは痛みがないという部分もあるかもしれません。といいながらも、どこかが詰まればスキームが壊れます。このスキームそのものが壊れていくという状況になっていくこと、そのことを示唆しながら私はこの附帯決議というものをつけたつもりでありますので、いよいよこういう状況になって、しかも3年に1回の見直しというのが何かもうそろそろあるというふうに聞いておりますので、県として、まずその抜本策の見直しというものについてどういう態度で臨んでいられるおつもりなのか、まずその点についてお答えいただきたいと思っております。

○村田環境生活部長 まず、資料の2ページ、裏側をちょっと見ていただきたいと思います。が、チッソの経営状況の推移というのが平成11年、12年、13年、14年とずっと表が出ています。横長の表でございますが、これで経常利益というのがちょうど真ん中にあります。例えば平成12年が53億円、13年46億円、54億円、大体50億円かその前後ぐらいでずっと推移してきたものが、最近になると100億円を突破するというような、非常に好景気な状態になっております。

したがって、今副委員長がおっしゃったように、この13年、14年、15年、16年ぐらいのところは内部留保というものが4分の3留保されておりましたので、13年、14年、15年経常利益の金額は50億円前後と小さかったけれども、県に返す額を小さくしながら内部留保でチッソができるだけ経営活動を続けていけるように配慮がなされていたと。

そういうふうな状況の中で、このスキームが決まりましたときには税金もございませんでした。したがって、税金も発生していないような状況、さらに100億円を超えるような利益が出るというふうな状況というのは、ある意味では平成12年の状態から環境の状態が少し変化しているなど。税金まで発生している。

そういう中で、ことしの場合で試算しますと、特別県債を約11億円発行せないかぬわけですけれども、単純に言うと、11億円わざわざ出さぬでも払えるじゃないのというような、実は自問自答を我々は毎日持っております。だから、そういう意味では、実はさっきのチッソ支援の連絡会議の中でそういった議論を提案しながら、どういう形ができるかというのは検討できるのは十分可能だと思います。

その前に、実はこの横長の資金の流れがございまして、これが試算と書いてありますように、実はこの金額が確定しますのは

——チッソ支援連絡会議がちょうど今ぐらいです。6月の中旬に開催されて確定をいたします。実は、その開催が、今国の方も開催についてその見込みが立っておりませんで、非常に今混沌とした状態になっておる。国も、非常にそこらあたり、チッソの姿勢に対して戸惑いとともに、これまでと同じような状態で流れを進めていいのかということも思っていることも事実だろうと思います。

ただ、先ほど副委員長もちょっとお触れになりましたが、この支援策というのは、こちら右半分側はチッソを支えるものなんですけれども、こっちの左半分は県が国にお金を返すことを支えるシステムでございます。したがって、現時点である行為を行うことについては、閣議了解まで含めて、県の段階で覆すというふうな危険な行為を前提に置かなければならない悩ましさを今もう一つ持っております。非常に苦しい立場の中で、今国の方といかなるような形でことしのこの資金の流れをやるかを、実は協議をずっと今継続をいたしております。なかなかその結論の段にまだ至っていないというのが実は正直なところでございます。

かといって、県は、国にお金を返す時期がある時点で到来いたしますので、どこかの時期で結論は出さざるを得ないのでありますが、幸いにちょうどことしの12月、秋以降ぐらいに、そういったスキームの検討がなされる時期が到来するのも事実でございますので、今幾つか御疑問が呈されたような中で、こちらの方からそういうお話を、検討をぜひいただきたいというようなことは可能だろうというふうには思っております。

○前川収副委員長 悩ましさがあることはよくわかりますが、もう一回我々原点に戻れば、もともとチッソに対しては、設備県債まで発行をして、患者補償を完結させていただくために企業活動を維持してほしいということが

すべてであって、そのために公金であった県のお金まで県債という形の中で使ってきて支えてきたわけですね。

ここに来て、先ほど委員長のお話にもありましたけれども、昨年のモニタリング調査の中で、明らかに平成7年当時救済し切れなかった被害者がいるという大前提がわかっている状況の中で、もともとPPPの原則からいけば、原因企業であるチッソがその救済をするのは当たり前の話なんですね。その当たり前のことが当たり前になっていない現状の中で、我々は、1,500億円を超えるようなチッソという会社に対して、患者補償のための県債であったりという形での支援をしてきたと。しかも、ここに来てチッソは、その新たな支援について拒否したまま、20年度見込みで言えば、公的債務の返済額以上の内部留保の金が出るという、こういった大きな矛盾というものの前で考えれば、平成12年のときの抜本策というものの苦労はよくわかっていますが、すべての政策というのはやっぱり恒久的な、永久的な話じゃなくて、その時代その時代の中にある、例えば会社の状況であったりとか、もしくは会社が患者補償に対するどういう意識を持っているかという部分も加味されて変更されていくべきだと思っております。

そういう意味においては、この抜本策そのもののあり方というものもやっぱり議論をしていかなければならない時期に入ってきたというふうに思いますし、そのものが崩せないという話であっても、最低限このいわゆる53億円を超えた部分における按分、内部留保の按分、2分の1というこの部分を、私はやっぱり県民の皆さん方に、公的に貸してきた金を返す以上に内部留保がありますということを、しかも患者補償については、まあやらないと言っている人たちにそれだけの利益を残していいのかということについて、県民に真っすぐ説明できるかと言われると、どう

もそういう自信がありません。

そういう部分を含めて2月県議会において附帯決議をつけてあるわけでありますから、私はこれは時限爆弾ですよという話も、セツトされた時限爆弾だという発言を部長にも言ってきたはずでありますから、その点について、まあ県だけ責めても仕方ないわけですが、やっぱりこの抜本策のスキームそのものを考えていかなきゃならない時期に来たというふうに思っておりますけれども、いかがでしょう。

○村田環境生活部長 いわゆるこのスキームについて問題提起をする中でいろいろ議論することは我々としてはやぶさかではありませんけれども、ただ、国との協調といいますか、それはぜひひとらせていただきたいと思っております。

既に、先ほどこの半分の仕組みは県の借金を返していくための仕組みであるということも申し上げましたけれども、どちらかといふところの着実な償還、おまけに8割は補助金で入ってくるわけでございますけれども、国の方に熊本側からお願いをしてこういうスキームをつくってきたという経過もございますので、そこは十分国と——対峙するというのではなくて、協調するような中でお話を申し上げるといふような姿勢だろうというふうに思っております。

○前川収副委員長 当然、県の利益というんですか、これまでの返すべき返済の担保というのがあるわけですから、そこは守っていかなきゃなりませんし、国とけんかしろということを行っているつもりじゃありません。国ときちっと話し合いをしながら、やっぱり抜本策そのものが今の時代、今の状況、チッソ株式会社の患者補償に対する考え方、それから今の経常利益の状況、もちろんこれが悪くなることも考えられますから、しかし、それ

は時代時代で悪かったときにつくった抜本策で、よくなったから未来永劫ずっとこのままですという話ではないはずでありますから、そういった社会背景とか経済的な背景に呼応しながらやっていけばいいというふうに思っていますので、ぜひそういった部分の議論を高めていただきたいと思いますし、委員会の中でもこのことをしっかりとらえていただきたいと思います。

以上です。

○西岡勝成委員長 部長にちょっと確認いたしておきますが、幹事会、6者ですか、もう近いうちにあるということですか。

○村田環境生活部長 実は全く通知がありません。この経緯のところ、7ページにございますけれども、大体6月1日——昨年、19年は6月1日になっておりますけれども、あるんですけれども、今のところちょっと調整がつかずに何の連絡もありませんので、実はさっき言いましたように、ずるずるいくと県が困りますので、どこかで開いてもらうようお願いをせないかぬのですけれども、ちょっと国側もそういう意味では非常に困惑した状態だろうと思います。

○西岡勝成委員長 それと、資料の参考2のところの、要するに無利子化相当額、ここは金融機関への相当額13億2,000万円も内部留保に入れ込まれるわけですから、実質的には46億3,000万円の内部留保があるということですね。

○村田環境生活部長 はい。

○早川英明委員 私も、今の副委員長の御意見のように、これを見てみますと、本年度は19年度以上に10億円また余分に130億円を予想されているということになれば、またここ

で租税公課その他でこのマイナス、ことしが——19年度で7.6億円が、これよりまだ私はふえるような気がします。だとすれば、内部留保はまだまだ本年度よりもふえていく可能性は当然ありますね。

○村田環境生活部長 あります。

○早川英明委員 だから、やっぱりスキームを全体的に見直すべきじゃないかなと私は思いますがね。

○村田環境生活部長 チッソの実は主張としては、この租税公課の部分、税金をチッソは、いわゆる公害企業として免除してほしいというのがチッソの主張です。これがゼロであれば、実はこの税金の部分とこの2分の1の部分が合算になるのでたくさん返ってくるわけですが、実は一企業の損金算入の問題がありまして、財務省はそれについては非常に強行にノーと言っております。一応税調の話題にはなっているようでございますけれども、そういうことで税金が来年さらに大きくなって返済額が減る可能性は十分でございます。

○大西一史委員 関連しますけれども、今、前川副委員長もそれから早川委員もそれぞれおっしゃったように、この内部留保がやはり公的債務の返済額を上回ってしまうということは、実は私もこの支援措置を決定するときにはもう県議会委員としてかかわっておりましたので、いろんな委員会の審議あたりでもこの話は出て、チッソの経営が危なくなったら、それは患者補償に非常に影響を与えるから、こういう仕組みをつくりましょうということで、その当時、あくまでもチッソの経営状況がこれからちょっと見通しが余りよくないよという前提の中でこれがつくられたというふうに私は思っておりますし、記憶もして

おります。

ですから、そう考えてみると、こうやって状況がまたよくなったということであれば、公的債務返済額を内部留保が上回ってしまうような仕組み自体は、こういう好転した状況のときは公的債務の返済にできる限り充てるというような形で、やはりこの連絡会議及びその幹事会あたりでしっかり提案をしていただきたい。

これは、県民の理解も含めてですけれども、やはり1,500億円以上のいろんな支援をしてきた熊本県としても、これを認めるわけにはいかない。感情的な面だけでなく、やはり財政が非常に逼迫しているこの熊本県の状況にあって、やはりこれは見直していただかなければならないということを強く主張していただきたいというふうに思います。これは委員会の皆さんも恐らく相違なきことだろうというふうに思います。

それから、幹事会がいつになるかわからぬとかいう話ですが、もう時期的に非常に混沌とした状況であって、複雑な時期であろうということはよくわかりますけれども、やはりこれは開催はぜひ開いてくれということで、こういう意見も出ているからということで、ぜひ国の方にも働きかけをしていただいで、できるだけそういう返済にも充てていただくということで、それは内部留保を認めたのはあくまでもやはり経営が厳しかった状況の中ですということですから、今その状況が変わった段階ですから、見直すのは当然だというのが私の今の意見でございます。

以上です。

○前川収副委員長 ちょっといいですか、もう1つ。

部長、さっきの話でちょっと気になったのは、県債発行をしてきた県の債務の返済があるという、それが含まれたスキームだというお話をなさいましたけれども、もともと我々

は県債発行をしてきたときに、何年だったか忘れてましたが、閣議了解の中で緊急避難的措置で県債発行が始まって、そのときの閣議了解事項の中に、熊本県にはいささかも迷惑をかけないという文言が盛り込まれているわけです。つまり、このスキームがあろうがなかろうが、もともと県債の償還に関して熊本県はもっと大事な担保をとっているわけですから、そのことばかりを余り気にする必要はない。それは、やっぱり我々は、ちゃんといささかも迷惑をかけないということで、国からのお願いに応じて緊急避難的措置で県債を発行してきたという歴史がありますから、そのことは忘れないでください。

以上です。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○小杉直委員 ちょっと参考まで、榎木野課長に。

参考2の表のチッソの経常利益の配分で、平成19年度実績110億円でなっとるでしょう。これは勘定科目は経常利益。

○榎木野環境政策課長 経常利益です。

○小杉直委員 そうすると、平成19年度は、この2ページでいくと119.5億円たいな。この違いはどぎゃん違いですか。

○榎木野環境政策課長 119.5億円ということは、66.3億円と53.2億円を足して119.5億円ということで、先ほど言いましたように、金融機関からの無利子化分の13.2億円はこれは内部留保で必ず取るということになってまして、40億円が当初12年度のときのチッソ側のこれだけは経常利益を上げますというその線でございます。そういうことで前年度が110億円だったのが決算の20年度119.5億円になって、その分53.2億円をオーバーする分

がふえたということになります。

○小杉直委員 ちょっと単純な素朴な質問ばってんが、平成19年の実績が110.0億円で書いてあるですね。そうすると、右の平成20年度決算が119.5億円でしてあるでしょう、実績は。右は、平成20年度は試算たいな。そうすると、この平成19年度実績というならば、2ページの119.5億円が実績のごたるばってんが……。この整合性は。

○駒崎環境生活部次長 少し補足させていただきます。

資料の2ページ目の今小杉委員がおっしゃっている部分、経常利益は119.5億円というのは、これはチッソの会計年度の決算ベースとして年度が19年度ということでございます。今、片っ方で1枚紙、両面コピーの分は、これは金融支援措置の実施段階ですので、前年度決算を受けてことしどうするかということになりますので、この裏側の参考2と書いてある方の左側は、19年度実績110億円と書いてありますのは、チッソの決算でいくと18年度決算の数字と合致いたします。右側の数字がチッソの19年度決算を踏まえた20年度の金融支援措置の見込みだということでございます。そこはちょっと数字が、年度の表示が1年ずれる形になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○小杉直委員 それなら、右の平成20年度試算というのが、試算が119.5億円でなっとなるでしょう。そうすると、これは19年度の決算額と一緒ですたいな。

○駒崎環境生活部次長 これも補足いたします。

村田部長から申しあげましたけれども、金融支援の仕組みが、まだことしは関係6者の幹事会が開かれておりませんので、こういう

ふうになるというふうな言い方ができませんので、現在のルールを単純に適用するとうくなるという意味で試算と書いておりますが、試算の前提となるチッソの決算の利益額119.5億円は、これは実績でございます。そうしたことでございます。

○小杉直委員 説明でわかりました。

○西岡勝成委員 ほかはございませんか。

○吉永和世委員 私はちょっと単純な質問なんですけれども、今内部留保の話が出ていましたけれども、通常の民間企業だったら、投資する場合にはある意味民間金融機関から金を借りて、それによって投資をするというのが通常のスタイルだというふうに思いますが、チッソの場合は民間金融機関から金が投資できるのか、それとも今出ています内部留保を資金として投資をするのか、そこら辺はどうなっていますか。

○榎木野環境政策課長 チッソ株式会社としては借入れができません。ただ、主要子会社については協調融資を受けるということですので、子会社を通じて——子会社は融資を受けるという形で今進んでいると思います。だから、チッソ株式会社としては、内部留保でそこはカバーしていくということになっているということでございます。

○吉永和世委員 チッソとしては、被害者救済の完遂ということで目的が、まあ責任としてあるというふうに思いますけれども、それを果たすためにはやはり投資もしていかなくちゃならないし、今の現状というのは、ある意味投資があって成り立って——まあ出ている状況だろうというふうにある意味私は思っています。

平成12年のチッソ再生計画に基づいて、今

合理化もしながら、売るところは売って、売却して、その利益によって投資をやってきたというその結果今の状況があるというふうに思っていますので、その意味からいきますと、内部留保をある意味削ってしまうということは、投資をやるなということも言えるのじゃないのかなと私はある意味思っています。

今回、ことし液晶部門で60億円の投資を今やっていただいています。これは来年の8月に完成という形で計画されているようでありますけれども、19年度は新卒採用が約20名していただきました。今回のまた投資によって、ある意味また雇用というのも出てくるでしょう。そういった意味でいきますと、今チッソが本当に投資をやっていないと今の状況は保てないとするならば、ある意味内部留保というのは大事な部分である、それをやらないと、今たまたまその状況がいいからといって、ある意味その流れを絶ってしまう可能性もあると、水を差すような状況もあり得るんじゃないかなというふうに私は地元として心配をします。

そういった意味で、やはり今回分社化の話も出ていますけれども、これはある意味平成7年の状況のときから分社化というのは申し出はあったような話も聞いていますし、それがたまたま今表に出てきている状況だろうというふうに思っています。そういった意味で、今回与党PTの中で分社化というのが出てきた。それを考えますと、分社化についてまだ詳しくは存じませんが、ただ、流れとしてみれば株の売買だろうと私は個人的に思っていますので、その株の売買となりますと、経営状況がいい状況をつくつとかなないと株は高くは売れないだろうというふうに私は思っています。

ですから、ある意味チッソに自助努力によって患者救済を完遂させようとするならば、よりよい環境をある意味つくってやるとかないと、そういった今後議論される分社化に対

しても悪影響が出てくるんじゃないかなというのを私は心配をします。

ですから、内部留保に関して今回割合を変えていくというそういった話になりますと、非常に我々地元にしてみても、設備投資というのがある意味減ってくるんじゃないかなというそういった心配もありますし、また、今後雇用面に関してもまたある意味悪影響が出るんじゃないかなというふうに心配もしますので、これは地元の選出という形で聞いていただければありがたいというふうに思っています。

ですから、ぜひ、今後チッソが自助努力によって被害者救済ができるような環境をつくっていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

○西岡勝成委員長 意見として、吉永委員、よございますか。

○吉永和世委員 はい。

○西岡勝成委員長 ほかに。

○大西一史委員 吉永先生の御意見というのも、地元ということを考えれば、当然その雇用をある程度やっぱり生んでいる企業だということであれすれば、それはもう御意見としてはわかるんですが、何も内部留保をゼロにしまえと言っているわけじゃなくて、私が思うのは、やはり公的債務の返済をできるだけ優先をするということで、その割合を少し変えて、そして内部留保の部分を圧縮するということでも十分チッソはやっていけるという状況をつくった上での話だというふうに私は思います。

やはり公的債務の返済とその内部留保が逆転してしまうというのは私はいかがなものかというふうに思いますので、これは吉永委員の方にちょっと反論というわけではないので

すけれども、私がずっと今まで申し上げてきたことというのは、やはりチッソがきちんと患者補償あるいは新救済策に向けてもしっかり取り組むということが前提の上で、やはり企業の安定とそして患者救済を円滑に進めるという意味が私はあるかというふうに思いますので、その点は誤解がないようにしていただければありがたいなというふうに思います。地元の御意見としては私も理解はできません。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 それでは、御意見も大体出尽くしましたので、私の方からちょっとまとめてみたいと思いますけれども、それぞれの皆さん方からチッソ株式会社に対する厳しい意見もございました。また、地元としての吉永委員のお話もございました。

私、ずっとこの問題にかかわりまして思うことは、やはり設備県債にしても、いろいろな県債発行にいたしましても、チッソがこれだけの利益を上げて好決算を出すときに、やはりまずもってそれは国民なり県民に感謝をして、その上でいろいろな発言をされるのは結構なんですけれども、それがなくて、当然我々の努力だけでこの決算が作り出されたというような雰囲気はしてならないんですね。

先ほども話がありますように、やはり平成7年に漏れた被害者の方がいらっしゃるという前提の中で我々はこの委員会を組織し、高齢化が進む、そういう被害者の方を一日も早く救済すべく今日までいろいろな意見書なり決議をしながら努力をしてまいったところでございます。

実は、27日ですか、チッソの株主総会もありますので、本当であれば6月24日の定例のこの委員会でもよかったんですけれども、一日も早く我々はやっぱり委員会としてのチッソに対する攻めというものを表現したいとい

うことで、きょうは早目に委員会も開催させていただいたところでございます。

そういうきょうの皆さん方の御意見を踏まえて、6月24日、再度また委員会の場面がありますので、次回の委員会において、チッソ支援のスキームについて見直しを求める意見書をひとつ取りまとめて、その方向性で検討していきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 じゃあ、吉永委員の地元の御意見もそんたくしながら、ひとつ意見書を作成していきたいと思っておりますので、24日、またそれぞれ御意見がありますならばお伝えいただきながら、きょうの意見を踏まえてひとつまとめていきたいと思っております。

それでは、そのほかはございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 なければ、以上で本日の会議を終了いたします。

それでは、以上をもちまして本委員会を終了させていただきます。御苦労さまでございました。

午後4時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長

